

中央大学信窓会旅費等支出規程

(目的)

第1条 この規程は、中央大学信窓会会則第18条の規定に基づき、本会の旅費等の具体的な支出に関する必要な事項を定めることによって、円滑な会計処理が行われることを目的とする。

(対象経費の支出額)

第2条 この規程の対象となる信窓会本部の業務の執行に必要な支出すべき経費は、次のとおりとする。

- (1) 首都圏（JR東京駅を起点として、概ね120km以内をいう。）以外の地域から選出された本部役員が、本部役員会に出席した場合の交通費は実費の2分の1を支給する。ただし、首都圏の役員には1千円を支給するものとする。
- (2) 本部の総会に出席した代議員の交通費は実費の2分の1を支給する。ただし、首都圏の代議員には1千円を支給するものとする。
- (3) 首都圏以外の支部総会又はこれに準ずる行事に出席した本部役員の旅費交通費は15,000円を限度として支給する。ただし、飛行機を使用しなくてはならない場合には、実費の2分の1を支給（ただし、30,000円を限度とする。）する。
- (4) 前号に掲げる支部総会等に出席した本部役員が持参する祝い金（10,000円）
- (5) 休眠支部が、再建のため総会等の行事を行うに際して財政が困難と認められる場合には、当該支部に対して補助金（三役会の決議により）を支出することができる。

(仮払金)

第3条 会長、幹事長等の本部役員が、本部の日常の事業活動に必要な費用を支払うために、会計幹事は、会長、幹事長等に前もって仮払金を支出することができる。

2 前項の費用を支出した者は、支出報告書に領収書を添付して、仮払金と清算したうえで会計幹事に上期分は10月5日までに、下期分は4月5日までに提出するものとする。

(会計幹事の支出責任)

第4条 予算に計上された部門部費の執行及び総会時の代議員等に支払う交通費並びに前条までの支出以外で必要とされる諸費用は、会計幹事の責任において行うものとする。

附則

この規程は、平成17年5月28日から施行する。

平成22年5月19日 一部改正、同年6月1日から施行する。